

諮問番号：令和5年諮問第1号（文）

諮問日：令和5年4月25日

答申番号：令和5年度答申第1号（文）

答申日：令和5年9月19日

件名：行政文書検索結果一覧の一部開示に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）が、H29 行政文書検索結果一覧（全項目）（平成29年事務文書開示請求案件）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を開示しないとしたことは、妥当である。

### 第2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、国立国会図書館事務文書開示規則（平成23年国立国会図書館規則第4号。以下「規則」という。）第3条に基づく開示の求めに対し、令和5年3月17日付け「事務文書開示通知書」（令和5年国図総2303152号）により館長が、本件対象文書の一部を開示しないとしたことについて、不開示部分の一部を開示すべきというものである。

#### 2 苦情の内容

苦情申出人の苦情の内容は、苦情の申出書の記載によると、おおむね次のとおりである。

本件対象文書において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第5条第4号に掲げる情報に相当し、規則第3条第2号に該当するとして不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）につき、「フォルダパス」に当たるか疑わしい。また仮に「フォルダパス」に当たったとして、それが「攻撃の糸口」に当たることになるとは、到底考えられない。

### 第3 館長の説明の要旨

本件対象文書は、文書決裁システムの行政文書ファイル「平成29年事務文書開示請求案件」内の事務文書の一覧である。苦情申出人が開示を求める本件不開示部分には、ファイルサーバ上の共有フォルダのフォルダパスが記載されている。

情報が集中的に保存されるファイルサーバは、重要情報の窃盗や破壊等を目的とする悪意ある第三者等による攻撃対象となる蓋然性が高いと想定され、特に注意を払って情報セキュリティ対策を講ずる必要があると考えられている。フォルダパスを知ることによって直ちに外部から共有フォルダへのアクセスが可能になるわけではない。しかし、当該情報を公にすることで、悪意のある第三者等の攻撃の対象として選定されやすくなること、ウィルスを含むメール送信等により入口対策を突破して事務用端末等当館内部への侵入に成功した後、ファイルサーバ等攻撃対象の探索に要する期間が短くなり、攻撃の痕跡が残りにくくなることなどの影響が考えられる。このため、当該情報を公にすると、ファイルサーバシステムへの不法な侵入又は破壊を意図する者に攻撃の糸口を与えるおそれがあり、公にすることにより犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、法第5条第4号に掲げる情報に相当する情報（以下「法第5条第4号相当情報」という。）に該当し、規則第3条第2号の不開示情報に該当するため、不開示とすることが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ①令和5年4月25日 | 諮問                |
| ②同年5月11日   | 館長からの説明の聴取及び調査・審議 |
| ③同年7月28日   | 調査・審議             |
| ④同年9月19日   | 調査・審議             |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示の求めは、「国立国会図書館長宛ての事務文書開示求めであると、同長または同館の職員に認識された求めの案件にかかる管理簿その他これに類するもの」の開示を求めるものである。これに対し、館長は、開示の求めがあった事務文書の一部を「H29 行政文書検索結果一覧（全項目）（平成29年事務文書開示請求案件）」と特定し、その一部について、法第5条第4号相当情報として規則第3条第2号の不開示情報に該当するため、開示しないとした。

苦情申出人は、本件不開示部分は法第5条第4号相当情報に当たらず、開示されるべきであると主張することから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性につき、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、共有ストレージのフォルダパスが記載されていると認められる。

そして、これを公にすると、ファイルサーバシステムへの不法な侵入又は破壊を意図する者に攻撃の糸口を与えるおそれがあることは、館長の説明のとおりである。

したがって、本件不開示部分を公にすると、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると館長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、本件不開示部分は法第5条第4号相当情報に該当する。

##### 3 結論

以上のことから、本件不開示部分は、規則第3条第2号に該当すると認められるので、開示しないとしたことは妥当であると判断した。

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会

会長 高橋滋 委員 徳本広孝 委員 田部井彩